

延なわ漁業の許可について

令和4年12月21日

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定及び香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）第11条第1項の規定に基づき、同規則第4条第1項第11号で定める延なわ漁業につき、その許可又は起業を認可すべき船舶の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 延なわ漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
あなご延なわ漁業	丸亀市・仲多度郡地先海面	1月1日から 12月31日まで	1	丸亀市、多度津町、白方に漁業の根拠地を有する者
あなご延なわ漁業	塩飽諸島地先海面	1月1日から 12月31日まで	1	与島、本島、多度津町高見に漁業の根拠地を有する者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年12月21日～同年12月27日

(3) 備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和7年12月31日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。

(イ) 地元地区以外の地先海面において操業する場合は、その地区の漁業者と協調のうえ操業しなければならない。